

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令案 参照条文

(参照法令一覧)

| | |
|---|---|
| ○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄） | 1 |
| ○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄） | 2 |
| ○ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）（抄） | 2 |

○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）

（完成検査）

第二十条 第五条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 （略）

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

4 5 6 （略）

（保安検査）

第三十五条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）

が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合
2 5 4 (略)

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 5 七 (略)

八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。

九 5 十二 (略)

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 5 6 (略)

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）（抄）
（製造の承認）

第十二条 認定供給等事業計画に従って高压低炭素水素等ガス（低炭素水素等である高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガスをいう。以下同じ。）の製造（容器に充填することを含む。以下この節及び第七章において同じ。）をしようとする認定供給等

事業者であつて同法第五条第一項第一号に該当するものは、事業所ごとに、経済産業大臣の承認を受けることができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の承認に係る製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。第二十五条第一項及び第四十九条第二号を除き、以下この節及び第七章において同じ。）の申請が高圧ガス保安法第八条各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該承認をするものとする。

(製造の変更の承認)

第十四条 承認製造者は、その特定製造期間において、認定供給等事業計画に従つて、当該承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（高圧ガス保安法第十四条第一項ただし書の軽微な変更の工事を除く。）をし、又は製造をする高圧低炭素水素等ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(承認製造者等に関する高圧ガス保安法の準用)

第十六条 高圧ガス保安法第十一条、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで及び第五項、第二十七条の二第一項（第二号を除く。）、第二項及び第三項から第七項まで（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、第二十七条の三、第三十二条第九項及び第十項、第三十三条第一項（同号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第三十四条（同号に係る部分に限る。）、第三十五条並びに第六十条第一項の規定は特定製造期間における承認製造者について、同法第二十条第一項、第二項並びに第四項及び第五項（同条第一項に係る部分に限る。）、第三十五条の二並びに第三十九条（第二号及び第三号を除く。）の規定は特定製造期間における承認製造者及び製造のための施設について、同法第二十条第三項並びに第四項及び第五項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定は特定製造期間における承認製造者及び製造のための施設について、同法第二十条の二及び第二十条の三の規定は承認製造者又は変更承認製造者について、同法第三十七条の規定は特定製造期間における承認製造者及び第十二条第一項の承認に係る事業所について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------------|-----------------|------------------------------|
| 第二十条第一項ただし書 | 経済産業大臣が指定する者（以下 | 高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書に規定する指定完成検 |
| | | 査機関（以下単に |

| | | |
|--------------|-------------------------------------|---|
| 第二十条第二項 | 第五條第一項の許可 | 水素等供給等促進法第十二條第一項の承認 |
| 第二十七條の二第三項 | 高圧ガス製造保安責任者免状（以下 | 高圧ガス保安法第二十七條の二第三項に規定する製造保安責任者免状（以下単に |
| 第三十二條第九項 | 、保安企画推進員若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者又は取扱主任者 | 又は保安企画推進員 |
| 第三十二條第十項 | 製造若しくは販売又は特定高圧ガスの消費に従事する者 | 製造に従事する者 |
| | 、保安主任者若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者又は取扱主任者 | 又は保安主任者 |
| | この法律若しくはこの法律 | 水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七條第二項及び第三十八條第一項の規定に限る。以下この項、次條第二項及び第三十四條において同じ。）若しくは水素等供給等促進法 |
| 第三十三條第一項 | 若しくは保安企画推進員又は冷凍保安責任者 | 又は保安企画推進員 |
| | 、保安主任者又は冷凍保安責任者 | 又は保安主任者 |
| 第三十三條第二項 | この法律 | 水素等供給等促進法 |
| 第三十三條第三項 | 保安統括者又は冷凍保安責任者 | 保安統括者 |
| 第三十四條 | 、販売主任者若しくは取扱主任者がこの法律若しくはこの法律 | が水素等供給等促進法若しくは水素等供給等促進法 |
| | 若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者 | 又はその代理者 |
| 第三十五條第一項ただし書 | 経済産業大臣の指定する者（以下 | 高圧ガス保安法第三十五條第一項ただし書に規定する指定保安 |

| | | |
|---------|---|------------------|
| 第六十条第一項 | 高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附属品再検査 | 検査機関（以下単に高圧ガスの製造 |
|---------|---|------------------|

2 (略)

(貯蔵所の承認)

第十七条 認定供給等事業計画に従って高圧ガス保安法第十六条第一項（同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する容積以上の高圧低炭素水素等ガスを貯蔵するため貯蔵所を設置しようとする認定供給等事業者は、当該貯蔵所につき、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

(貯蔵所の変更の承認)

第十九条 承認貯蔵所の所有者又は占有者は、当該承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、認定供給等事業計画に従って、承認貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事（高圧ガス保安法第十九条第一項ただし書の軽微な変更の工事を除く。）をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

(承認貯蔵所の所有者又は占有者等に関する高圧ガス保安法の準用)

第二十一条 高圧ガス保安法第十五条第二項、第十八条第一項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第三十七条、第三十九条（第二号及び第三号を除く。）並びに第六十条第一項の規定は特定貯蔵期間における承認貯蔵所及びその所有者又は占有者について、同法第二十条第一項並びに第四項及び第五項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定は承認貯蔵者及び特定貯蔵期間における承認貯蔵所について、同条第三項並びに第四項及び第五項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定は第十九条第一項の承認を受けた者及び特定貯蔵期間における承認貯蔵所について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第二十条第一項ただし書中「経済産業大臣が指定する者（以下」とあるのは「高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書に規定する指定完成検査機関（以下単に」と、同法第六十条第一項中「高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附属品再検査」とあるのは「高圧ガスの出納」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(輸入検査の認定等)

第二十二條 認定供給等事業計画に従つて高圧低炭素水素等ガスの輸入をした認定供給等事業者は、輸入をした高圧低炭素水素等ガス及びその容器について、その特定輸入期間（第七條第一項の認定の日から認定供給等事業計画に従つて高圧低炭素水素等ガスの輸入を開始した日以後三年を経過した日の前日までの期間をいう。第三十七條第二項及び第三十八條第一項において同じ。）において、経済産業大臣が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準（高圧ガス保安法第二十二條第一項に規定する輸入検査技術基準をいう。第三項において同じ。）に適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

2 (略)

(手数料)

第三十九條 次に掲げる者（経済産業大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 第十二條第一項、第十四條第一項、第十七條第一項又は第十九條第一項の承認を受けようとする者
- 二 準用高圧ガス保安法第二十條第一項又は第三項の完成検査を受けようとする者
- 三 第十六條第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五條第一項の保安検査を受けようとする者
- 四 第二十二條第一項の認定を受けようとする者